

霞ヶ関小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

(令和7年 5月 改定)

川越市立霞ヶ関小学校

目 次

I 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止
- 4 早期発見
- 5 いじめに対する措置
- 6 重大事態への対処
- 7 その他の留意事項

II 関係機関との連携

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱としてすえる。
 - いじめについて家庭でも話し合い、教職員、児童、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
 - いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。
 - 学校基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員ではなく組織として一貫した対応とする。
- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、児童に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
 - (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、児童からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
 - (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
 - (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
 - (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている児童を絶対に守り通すとともに、いじめている児童には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめの防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な

指導を充実させる。

- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童の個性等への理解を深め、児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会、等の特別活動において児童が自らいじめの問題について考え議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小・中連携を一層推進する。

4 早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な児童生徒相互の人間関係の把握に努める、特に遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめををはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) 定期的にアンケート調査（市及び本校独自の調査）や定期的な教育相談（保護者は毎月一回設定）を実施する等により、児童が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談の機会を有効に活用し、日頃から児童の様子や行動に気を配る。
- (4) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

5 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかにいじめ対策委員会に報告する。報告

を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・いじめを受けている児童の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐにいじめをした児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することが必要となる。
- ・学校の特定の教職員が、いじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることを十分留意する。
- ・いじめに係わる情報や対応の経緯等については、児童ごとに全て記録し情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は直ちに学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ・学校いじめ対策委員会で協議し、関係児童から事情を聴き取る等、学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについて収集した情報を基に組織的に判断する。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・指導に困難な際、または児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている児童から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童の安全を確保する。

- ・いじめを受けている児童に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・状況に応じて、いじめをしている児童を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめをうけている児童の心のケアのため、通級指導教室担当者や教育相談コーディネーター等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている児童から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている児童への指導の際、いじめは基本的人権を侵害するものであるとの認識の下、「いじめは人格を傷つけ、児童の命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている児童に対する成長支援の観点から、当該児童の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡散の被害を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・ネットパトロールによって得られた情報からインターネット上のいじ

めやトラブルの早期発見に努める。

- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、児童が次のような状況に至った場合とする。
 - ・児童が自殺を企図した。
 - ・身体に重大な傷害を負った。
 - ・金品等に重大な被害を被った。
 - ・精神性の疾患を発症した。
 - ・相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた。
 - ・
- (2) 重大事態が発生した場合、教育委員会へ「事故速報」にて報告する。
 - ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
 - ・児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査を行うための組織（以下「調査組織」という。）を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
 - ・調査組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会を母体として該当重大事態の性質上、必要に応じて適切な専門家を加える。なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する構成員が含まれる場合には、その者

を除いて調査にあたる等の配慮により、当該調査の公平性・中立性を確保する。

- ・教育委員会が主体で調査を実施する場合には、川越市いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を要請する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
 - ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。
- (4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- (5) 調査結果については、学校は教育委員会に「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告する。

7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、生徒指導委員会等を中心に、必要に応じて、自治会長や PTA 役員、学校評議員等を含むものとする。
- ・日々のいじめ問題は、生徒指導委員会等で対応し、重大事案の調査や児童のケアが必要な際に、自治会長や PTA 役員、学校評議員を活用する。
- ・「校内いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、通級指導教室担当者や教育相談コーディネーターが参加しながら対応する。

(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解しいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- (3) 校務の効率化
 - ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価と教員評価
 - ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
 - ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (5) 地域や家庭との連携について
 - ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

II 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

- (1) 警察との連携
 - ・川越警察署生活安全課との連携
 - ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ・スクールサポーターとの連携
- (2) 児童相談所や市役所関係課との連携